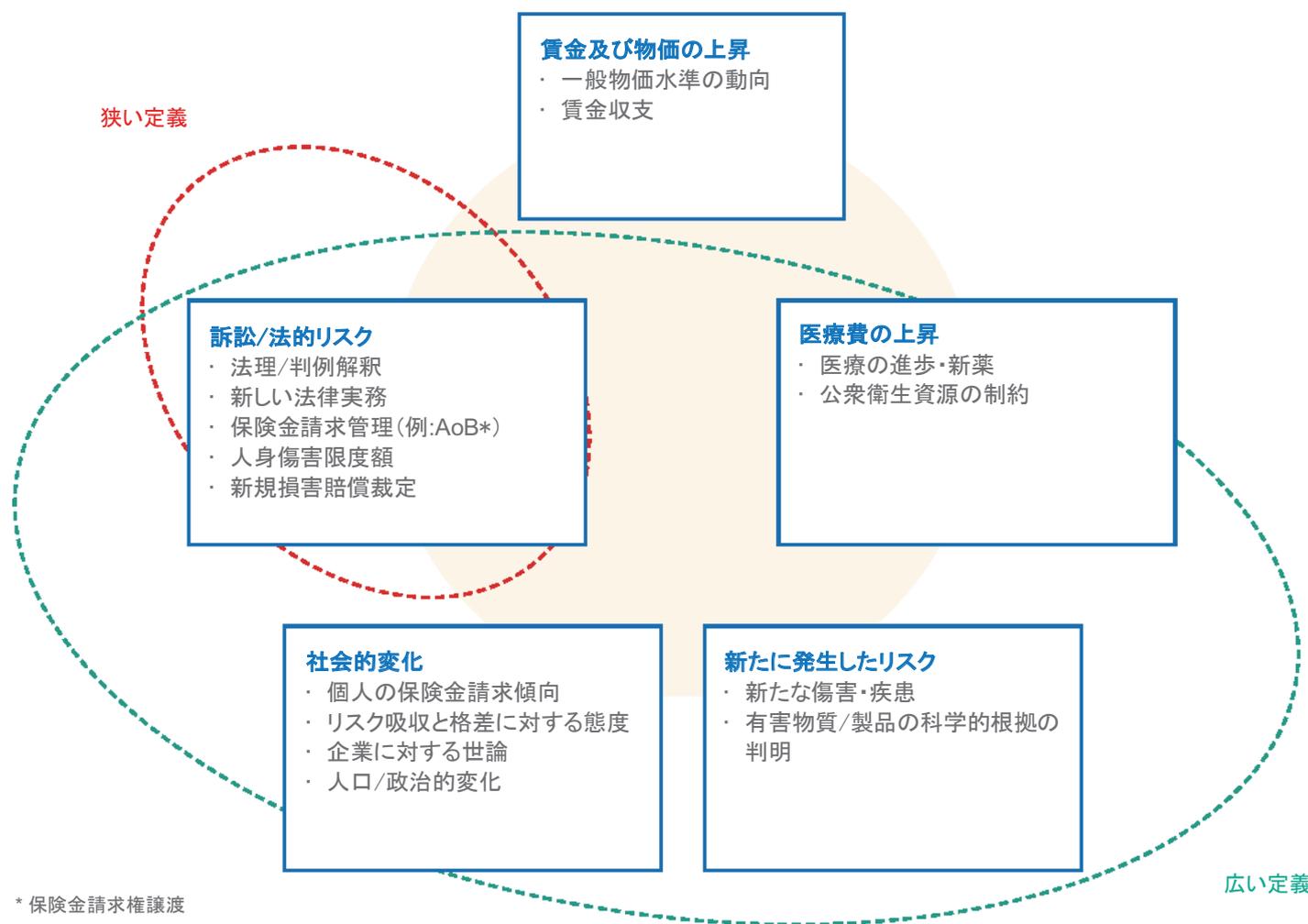


ダレン・ペイン、ジュネーブ協会

### ソーシャルインフレーションとは何か?

ソーシャルインフレーションは保険関連の議論で広く引用されている用語ですが、多くの場合、定義があいまいであるか、せいぜい大まかに説明されているだけです。広義では、ソーシャルインフレーションとは、保険会社の保険金支払いが一般的な経済的インフレーションを様々な要因により上回って上昇することを指し、これには誰がリスクを負担するのが最適かということについての社会的選好の変化も含まれます。保険数理士(アクチュアリー)は通常このような保険金支払いの増加を「重複的インフレ」と分類し、保険会社が特に負担することが多い事故処理費および医療費の個別項目の増加も含まれます。狭義では、ソーシャルインフレーションとは、保険会社の法的な賠償責任および保険金支払いに影響を及ぼす立法、訴訟の変化を指します。

図1: ソーシャルインフレーションの類型化



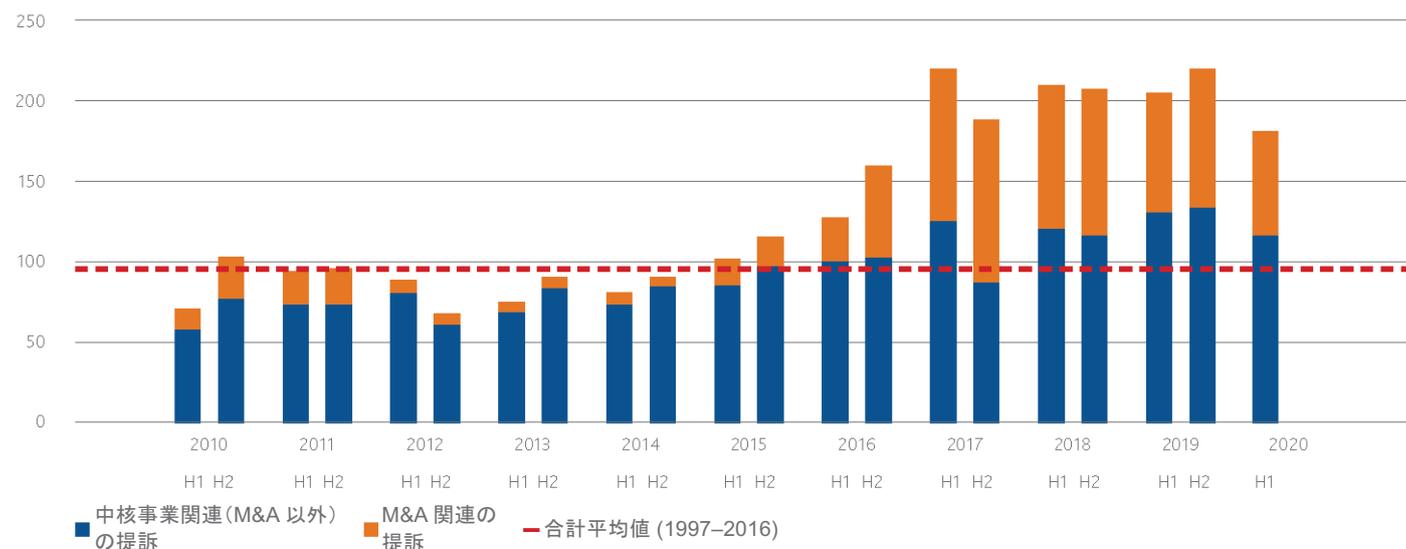
ソーシャルインフレーションは新しい現象ではありません。それは定期的な活発化や波のように発生し、法的責任の状況の変化に対応していく傾向があります。過去の事例で最も顕著に生じたのは1980年代、そして1990年代から2000年代にかけてで、特に製造物責任および専門職業責任に加えて、医療過誤賠償責任保険についてでした。無過失責任に向けた動きや、連帯責任や共同責任の原則のもとで資金力のある被告に対する請求、そしてアスベストのような環境汚染の発生が企業とその保険会社の責任を大きく拡大しました。

保険会社が予想される保険金請求のコストの上昇をカバーするために保険料を設定し、予期せぬ損失を吸収するための資金を保持している限り、歓迎しないものの、すぐに沈静化する一時的なソーシャルインフレーションは管理可能なはずですが、保険会社にとってより問題となるのは、過大な保険金請求額の伸びが、保険契約が成立した時点で想定されていた予想をはるかに上回る急激な増加傾向に持続的に移行していくことです。このように何年も認識されないままの持続的なソーシャルインフレーションは、慢性的な準備金不足や保険料の過少な設定につながる可能性があります。特に賠償責任分野はその特性としてロングテールであることが多く、大口の請求が徐々にしか明らかにされないことがあります。

## 近年の訴訟および保険金請求の増加

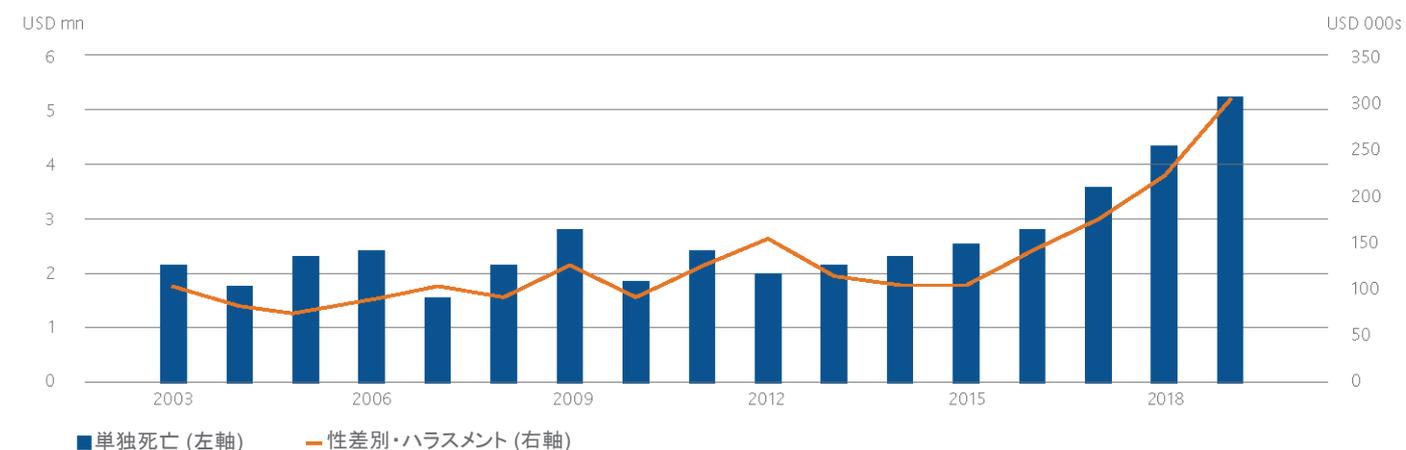
ソーシャルインフレーションが再び混乱をもたらす問題として浮上してきた兆候があります。米国の裁判所で提起されている保険金請求訴訟の件数は、過去数年間で急増しており、特に集団訴訟が顕著です。ある調査によると、2017年から2019年の間に、米国の連邦裁判所および州裁判所で発生した証券関連の集団訴訟の件数は、該当年以前の過去5年間の平均件数の2倍以上でした(図2)。

図2: 米国における証券関連の集団訴訟件数



出典: Cornerstone Research

図3: 米国における主要な訴訟特性に対する保険金支払額の中央値(処分決定日別)



出典: Advisen

民事訴訟活動の活発化に加えて、認定される賠償金の水準も上昇しています。VerdictSearch に報告された米国の訴訟を検証したところ、2019 年に 2,000 万米ドル以上の評決が下された件数が、2001 年から 2010 年にかけて年間平均が 300% 以上増加しています。また、2015 年に比べて単独の死亡訴訟の裁定額の中央値は 2 倍以上になり、セクハラに関する訴訟は 3 倍になりました(図 3)。その結果、米国の保険会社では、いくつかの主要な賠償責任種目における保険金請求額が過去 5 年間にかけて、消費者物価上昇率を大幅に上回るペースで急速に増加しました。

## 根底にある要因は何か？

ソーシャルインフレーションは、時間とともに変化する社会経済的、制度的、行動的要因の複雑な相互作用を反映しています。多くの要因が最も顕著なのは米国で、敵対的な訴訟手続きが訴訟を好む文化と結びついて、訴訟や多額の懲罰的損害賠償金を含む高額な賠償金や和解金を助長します。しかし、より広範囲に反響を生じさせる事例もあり、少なくともある種の事例では、ソーシャルインフレーションの潜在的な国際的発信源となりうることを示唆しています。

一部の司法管轄では最近、進行中の不法行為改革に対して、司法からの反発の兆候が見られます。例えば、懲罰的損害賠償制度を改革した米国 32 州のうち、4 州で改革が違憲として無効にされ、追加的な改革は成立していません。しかしながら、これまでの事例と比較すると、司法手続きの変更や法原理の再解釈が、最近の賠償金支払の増加を説明できるかという点、少なくともこれまでのところにははっきりと言えません。より一般的に言えば、陪審評決が増加しているにもかかわらず、企業の上席弁護士や役員への訴訟環境に対する認識は近年改善しています。米国以外でも、法改正により、少なくとも人身傷害事例では、根拠のない訴訟や訴訟の濫用が抑制され、損害賠償金が制限されてきています。

主に近年の米国の問題ではありますが、少なくとも一部の事例においては、他のいくつかの国々にもソーシャルインフレーションの兆候が見られます。いくつかの欧州諸国の訴訟では、不法行為の被害者が受けられる賠償の区分、いわゆる「損害賠償の頭数」を拡大しました。人身傷害以外の訴訟でも、オーストラリアでは証券関連の集団訴訟が急増しており、原告に認定される裁定額がかつてないほど高額になっているため、多額の役員賠償責任 (D&O) 保険金の請求につながっています。

むしろ、最近のソーシャルインフレーションは以下のような主な要因が反映されています。

- 顧客の獲得、公判前の証拠開示、証拠収集といった手続きから、裁判での戦術まで、訴訟プロセス全体を通じて活動を強化してきた原告側弁護士の積極的な戦略。
- 訴訟の経済合理性と、原告の訴訟提起の意欲と能力を変化させている、いくつかの司法管轄区における第三者による訴訟ファンディングや集団訴訟制度の発展。
- 社会的格差や所得格差の拡大を背景として裁判官や世間の態度の変化による、誰がリスクや、企業や機関が個人に与えるべき適切な注意義務を負うのかといった認識の変化。

これらの進展の多くは、コロナウイルスによるパンデミックの状況より前からみられていたものですが、パンデミックは最終的には、保険会社にとって保険金請求の状況をさらに困難なものにし、根底にある要因を加速し増幅するように作用する可能性があります。これには、賠償責任基準の適用範囲の拡大や、反企業の世論のさらなる硬化も含まれる可能性があります。

図 4: 主要国におけるソーシャルインフレーションリスクの主観的評価

推進要因	説明	米国	豪州	英国	カナダ	オランダ	スペイン	フランス	ドイツ	日本
若年層	15 歳未満人口の割合	H	H	H	H	H	M	H	M	L
ソーシャルメディア	オンラインでの情報アクセス・共有への積極関与を示す指標。	H	H	M	M	M	M	L	L	H
訴訟ファンディング	正式な訴訟または裁判外紛争解決手続のための資金調達メカニズムの存在	H	H	H	M	H	M	M	M	L
集団訴訟制度	集団的救済の既存のメカニズム、または中短期での導入可能性	H	H	H	H	M	M	M	M	L
政治・規制	ソーシャルインフレーションを助長する可能性のある政府の行動(例えば、税金、規定、法律、規制)	L	M	L	M	M	H	H	M	M
法制度	慣習法と民法制度の特徴	H	H	H	M	M	L	L	L	L
所得格差	ジニ係数	H	M	H	M	L	M	L	L	M

■ 高 ■ 中 ■ 低

米国には、懲罰的損害賠償、陪審裁判、裁判官の政治任用制度など、ソーシャルインフレーションが他の市場よりはるかに厳しい傾向にあることを示す構造的な特徴があります。

兆候は見られるものの、他国のソーシャルインフレーションは米国のような極端な水準には達しないとみられています。

出典: Swiss Re (OECD, Statista 等の公的に入手可能な指標を使用)

図4は、ソーシャルインフレーションが他の主要先進保険市場に波及する可能性のある範囲を、最近の米国の推進要因を基準として、略式に評価したものです。オーストラリアと英国は、米国ほどではないと思われませんが、ソーシャルインフレーションを助長する可能性のあるハイリスク要因を数多く抱えている点で際立っています。ソシ

ヤルインフレーションの脅威は、兆候がより中立的に混在している中程度のリスクの国において、よりばらつきがあります。分布領域の反対側に位置する日本は現在、訴訟やソーシャルインフレーションの影響をあまり受けていないようです。

## 保険会社や再保険会社はどのように対応できるか？

保険会社は、裁定額の公正性と実用性を確保するために、原告と被告の間の競争条件を一層平等にするような立法の枠組みの変更が促進されるよう、公共政策の議論に引き続き積極的に関与する必要があります。特に、損害賠償額の算定に関連する透明性及び情報交換の向上に加えて、法外な訴訟費用を抑制するか、少なくともそれが相応であることを確保するするような取り組みを保険会社は歓迎するでしょう。

しかしながら、さらなる不法行為の改革だけでは十分ではありません。同様に、保険会社の業績を押し上げるために引受保険料率水準の継続的な上昇に依存することは、依然として保険会社の状況を脆弱にしています。なぜなら、ソーシャルインフレーションは今後さらなる悪化が予想される場合に、ロングテールの保険種目にとっては、必要準備金にレバレッジ効果がかかって悪化するからです。

したがって、このレポートでは、保険会社にとってさらに3つの重点分野があることを解説します。

- ・ **事案の防御管理の強化**: データ分析と予測モデリングを通じて、例えば、訴訟を起こすか保険金を支払うかの決定、不正行為の有無の判断、特定の裁判や裁判所ではどの法律事務所や弁護士を起用すべきかといったことの評価、といった意志決定をする際に役立てることができます。
- ・ **より優れたエクスポージャーのモデル化**: カジュアルティ保険種目の引受は、財物保険種目と比較して、形式的なモデルに左右されることが少なく、専門家の判断に大きく依存しています。例えばフォワードルッキングなシナリオや反証分析などをもっと活用することで、変革の余地が生まれます。
- ・ **商品イノベーション**: 保険会社は、排除的な用語の採用や保険カバーの発動を変更する典型的な商品戦略の枠を超えて、パラメトリック型ソリューションのようなより急進的なイノベーションを活用し、そして最終的には、賠償責任のピークリスクの一部を資本市場に移転するべきでしょう。